

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

2024年1月1日

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

【初診時】

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	4点
・マイナンバーカードによるオンライン資格を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合	
・健康保険証による資格確認を行った場合	
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	2点
・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合	
・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合	

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確に情報を取得・活用するためマイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。